

【ISTSW－中国標準通信 Vol.019】

市場監督管理総局、「強制性国家標準管理弁法(意見募集原稿)」を公示

発行元: 株式会社 IST ソフトウェア

目次

(1) 中国標準最新動向

- 国家標準公告 2018 年第 13 号

(2) 2018 年 11 月実施標準

- 89 件
 - ・国家標準 88 件(強制性標準 5 件、推奨性標準 83 件)
 - ・業界標準 1 件

(3) 標準化動向に関するトピックス

- 市場監督管理総局、「強制性国家標準管理弁法(意見募集原稿)」を公示

(4) 法規動向および検査動向

- 市場監督管理総局 海関総署、欠陥製品リコール業務の一本化に関する公告

★~~~~~

(1) 中国標準最新動向

◆ 国家標準公告「2018」第 13 号 国家標準公告[2018] 13 号 国家市場監督管理総局と国家標準委、国家標準 23 件などを公布 以下を含む国家標準 23。	発行元: 国家標準化管理委員会 原文ソース: 2018 年第 13 号 発行日: 2018-10-10 ※発行日は実際に Web にて公開された日付は異なる場合もあります
標準番号と標準名	実施日
GB/T 36620-2018 スマートシティにおける IoT ネットワーク技術の応用ガイドライン	2019-05-01
GB/T 36621-2018 スマートシティ 情報技術運営ガイドライン	2019-05-01
GB/T 36622.1-2018 スマートシティ 公共情報とサービスをサポートするためのプラットフォーム - 第 1 部: 一般的な要件	2019-05-01
GB/T 36622.2-2018 スマートシティ 公共情報とサービスをサポートするためのプラットフォーム - 第 2 部: 目録管理とサービス要求	2019-05-01

GB/T 36625.1-2018 スマートシティ - データ融合 - 第1部:概念モデル	2019-05-01		
GB/T 36625.2-2018 スマートシティ - データ融合 - 第2部:モデルデータエンコーディングの指定	2019-05-01		
GB/T 36643-2018 情報セキュリティ技術 ネットワークセキュリティ脅威情報フォーマット規範	2019-05-01		
GB/T 36881-2018 ワンボックス型多目的車の安全に関する技術的条件	2019-05-01		
GB/T 36883-2018 液化天然ガス自動車の技術条件	2019-05-01		

表1 国家標準公告第13号リスト(一部抜粋)

★~~~~~

(2) 2018年11月(89件)実施標準

~~~~~★

### ➤ 11月(89件)

#### ・国家標準(88件)

強制性標準 5件

推奨性標準 83件

#### ・業界標準(1件)

強制性標準 0件

推奨性標準 1件

#### 内訳:

WH(文化)=1件

下表は11月に実施の推奨標準(一部):

| 標準番号              | 標準名                                 | 備考                       |
|-------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| GB 36246-2018     | 小中学校合成材料面層運動場い                      | 代替標準: GB/T 19851.11-2005 |
| GB 35114-2017     | 公共安全ビデオ監視ネットワークシステム情報安全技術要求         |                          |
| GB 34914-2017     | 逆浸透浄水器水効率制限値及び水効率等級                 |                          |
| GB 21370-2017     | 炭素製品における製品当たりのエネルギー消費の定額値           | 代替標準: GB 21370-2008      |
| GB 21341-2017     | 鉄合金製品における製品当たりのエネルギー消費の定額値          | 代替標準: GB 21341-2008      |
| GB/T 35472.1-2017 | 湿式自動変速機用摩擦部品の試験方法 第1部:用語と定義         |                          |
| GB/T 35472.2-2017 | 湿式自動変速機用摩擦部品の試験方法 第2部:SZBL型摩擦試験機ガイド |                          |
| GB/T 35472.3-2017 | 湿式自動変速機用摩擦部品の試験方法 第3部:低速負荷増加試験方法    |                          |
| GB/T 35472.4-2017 | 湿式自動変速機用摩擦部品の試験方法 第4部:高速負荷増加試験方法    |                          |
| GB/T 35472.5-2017 | 湿式自動変速機用摩擦部品の試験方法 第5部:耐久性試験方法       |                          |

|                   |                                            |                       |
|-------------------|--------------------------------------------|-----------------------|
| GB/T 35472.6-2017 | 湿式自動変速機用摩擦部品の試験方法 第6部:摩擦性能と圧力、速度、温度関係の試験方法 |                       |
| GB/T 35472.7-2017 | 湿式自動変速機用摩擦部品の試験方法 第7部:ベルト摩擦試験方法            |                       |
| GB/T 35163-2017   | 貨物自動車タイヤのウェット路面での相対グリップ性能試験方法              |                       |
| GB/T 22391-2017   | ソリッドタイヤの耐久性試験法 回転ドラム法                      | 代替標準:GB/T 22391-2008  |
| GB/T 22036-2017   | タイヤ惰性走行ノイズテスト法                             | 代替標準:GB/T 22036-2008  |
| GB/T 21910-2017   | 乗用車タイヤの湿路面における相対グリップ性能試験方法                 | 代替標準:GB/T 21910-2008  |
| GB/T 19249-2017   | 逆浸透による水処理設備                                | 代替標準:GB/T 19249-2003  |
| GB/T 7036.2-2017  | 空気タイヤチューブ第2部分:オートバイのタイヤチューブ                | 代替標準:GB/T 7036.2-2007 |
| GB/T 1796.3-2017  | タイヤバルブ第3部:スナップインバルブ                        | 代替標準:GB/T 1796.3-2008 |
| GB/T 1796.4-2017  | タイヤバルブ第4部:クランプインバルブ                        | 代替標準:GB/T 1796.4-2009 |

表2 標準リスト(2018年11月実施、一部抜粋)

★~~~~~

### (3) 標準化動向に関するトピックス

#### 市場監督管理総局、「強制性国家标准管理弁法(意見募集原稿)」を公示

~~~~~★

公布日:2018-10-15

情報源:市場監督管理総局

http://samr.saic.gov.cn/gg/201810/t20181015_276287.html

2018年10月15日、市場監督管理総局は、「強制性国家标准管理弁法(意見募集原稿)」を公示し、11月16日までに意見募集を実施。

2017年11月4日、新「中華人民共和国標準化法(以下、標準化法)」が公布され、強制性国家标准の制定、実施、監督管理等に対して新たな要求が出されたことで、早急に「強制性国家标准管理弁法(以下、管理弁法)」を制定する必要があり、本管理弁法の制定に至った。

本管理弁法は、強制性国家标准の制定申請と立項、起草、意見募集、技術審査、批准公布、実施、監督と再審等の作業に適用し、主要内容は以下の通り。

第一章 総則、計7条。

強制性国家标准制定範囲と原則を明確にした。制定範囲は、人の健康と生命、財産の安全、国家の安全、生態環境の安全の保障、および経済社会管理の基本的必要性を要することと規定。汎用性の原則を堅持し、1カデコリまたはマルチカデコリの製品、製造プロセスまたはサービスに関する標準を優先的に制定すること。制定の過程は、公開性、透明性を保つ、便利で効果的な方法を用いて社会に意見募集を行うことを要求。強制性国家标准の制定は法律または国务院行政法規、決定、命令を法的根拠に基づくべきで、標準の実施監督管理部門の

明確を要求。

第二章 組織管理、計 4 条。

國務院標準化行政主管部門、國務院関連行政主管部門と國務院標準化協調推進部門横断連絡会議が強制性国家標準管理におけるそれぞれの役割分担を規定。

第三章 強制性国家標準の作業項目の申請と立項、計 8 条。

主に國務院関連行政主管部門による新作業項目の申請手順と要件、國務院標準化行政主管部門が新作業項目の立項申請の受理等に関する要件を規定。省級人民政府の標準化行政主管部門、社会団体、企業事業組織および一般の公民も立項の建議を提出することが可能とされ、それに対する対応も規定。必要に応じ、複数部門の責任範囲に関わる新作業項目は、共同で申請をすることも可能と規定。

第四章 起草作業、計 4 条。

強制性国家標準は、全文は強制性であるべき。前書きの部分に起草部門を表記できるが、起草機関と起草者の情報を表記しない。公布後、起草に参加した起草機関または起草者は国家標準化主管部門に標準制定に参加したことを証明する文書を申請できる。

この規定内容については、編制説明では、”強制性国家標準は政府が公布する法規属性を有する強制性文書で、具体的な起草 機関、起草者の情報を記載すべきではない。”との説明があった。但し、多くの組織、企業に積極的に標準の制定に関わるように奨励するため、新たに標準制定に参加したことを証明する文書を申請できることの規定を追加された。

第五章 意見募集、計 4 条。

起草部門は、自部門および國務院標準化行政部門の公式サイトにて、強制性国家標準の意見募集を実施しなければならず、意見募集の公開期間は 30 日以上とする。WTO協定に基づき、国際規格を非採用または国際規格の内容と不一致の場合、対外通報の実施を要求。

第六章 技術審査、計 5 条。

強制性国家標準の起草段階、意見募集段階と技術審査段階に関する要求を明確し、新標準化法との結びつきを保ちつつ、具体的な作業プロセスと要求を細分化する。

例えば、標準編制に関する具体的な要求や、意見募集は部門と國務院標準化行政主管部門の公式サイトにて公開すること、対外通報(TBT、SPS)等の要件等を規定。また、期限内に完成できない場合、期限の 60 日前までに國務院標準化行政主管部門へ状況を報告し、延期を申請することも含まれている。

第 7 章 批准公布、計 5 条。

強制性国家標準の批准を申請するための資料とプロセスを規定し、標準番号の統一管理、批准公布を規定。強制性国家標準の制定は立項から批准申請までは 24 カ月を超えないことと、批准申請を受けてから批准するまでに 2 ヶ月を超えないことを規定。強制性国家標準の公布日と実施日の間に合理的な標準実施過渡期間を設けることを明確にしている。また、強制性国家標準公布後 20 営業日以内に標準原本の無料公開を要求。

第 37 条では、強制国家標準に関する解釈と質疑応答を規範するため、本管理弁法は 2 つの状況を想定し、その手順と要件を規定。

1. 起草部門による解釈草案を公布する必要がある状況:

- ①強制性国家標準の条項が曖昧でさらに明確的に定義する必要が生じた
- ②標準が想定していなかった状況が生じ、適用可否の判断根拠を明確にしなければならない
- ③その他、新たな解釈を公布する事由が生じた

2. 起草部門が検討し、個別に回答する状況

強制性国家標準を実施する過程で生じた具体的な運用に関する問題

第8章 実施監督と再審、計10条。

新強制性国家標準の実施過渡期(公布日と実施日の間)において、企業は旧標準または新標準の適用を選べることを明確に規定。新標準が実施後に、新標準に適合しない製品、サービスは、生産、販売、輸入または提供してはならないと規定。また、国務院標準化行政主管部門、標準起草部門および監督管理部門が実施監督中における責任役割を明確にし、強制性国家標準実施状況統計分析報告制度の内容と要求を明確にし、標準再審の周期を5年超えないことと規定。

第9章 補足、計4条。標準の中に特許情報を含む場合、例外状況と関連規定廃止等の内容について規定。

本管理弁法の意見募集は第1回目であり、各界より集まった意見を集約。場合によっては内容を修正され、再度意見募集を実施される可能性もあるので、引き続き、制定の動向を注視していく必要がある。新たな動きが出てきましたら、皆様にお伝えいたします。

★~~~~~

(4) 法規動向および検査動向

市場監督管理総局 海関総署、欠陥製品リコール業務の一本化に関する公告

~~~~~★

公布日:2018-10-30

情報源:市場監督管理総局

[http://samr.saic.gov.cn/gg/201810/t20181031\\_276580.html](http://samr.saic.gov.cn/gg/201810/t20181031_276580.html)

国家市場監督管理総局と海関総署の職務配置、内部機関と人員編制の関連規定に基づき、欠陥品リコール管理業務に関する公告を以下の通りに公布する:

一、市場監督管理総局と海関総署は、輸入製品の欠陥情報の通報と協力体制を構築する。海関総署は、輸入製品における通関検査および監督業務において、潜在的な安全リスクが存在する輸入製品に対して、法律に従って技術的に処置、返送、廃棄を実施し、その情報を市場監督管理局に通知する。欠陥製品リコール管理業務は、市場監督管理総局に一本化し、消費者通報、事故調査、傷害監視などを通じて輸入製品の欠陥情報を取得し、法律に従ってその製品のリコール実施を監督管理する。リコール実施義務を拒否した場合は、市場監督管理総局は海関総署に通報し、海関総署は法律に従って相応な措置を取る。

二、本公告の公布日より、海関総署は企業欠陥製品リコール備案申請を受理せず、本公告公布前に既に受理したリコール備案申請材料を市場監督管理総局に移管する。企業と消費者は、市場監督管理総局の公式サイト(samr.saic.gov.cn)と市場監督管理総局の欠陥製品管理中心のサイト(www.dpac.gov.cn)にてより詳しい情報を確認してください。

### 三、本公告は公布日より実施

---

#### ■注意事項

本メルマガに掲載した記事、公告内容等は、株IST ソフトウェアが仮訳および編集を行ったものです。記載内容に疑義のある場合には中国語の原文に準じてください。お客様に提供した情報に関連して、万一、お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、株ISTソフトウェアは責任を負いませんので、ご了承ください。